

日薬業発第 282 号
令和 3 年 11 月 16 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 安部 好弘

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

標記について、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

水銀廃棄物については、平成 29 年 8 月に水銀に関する水俣条約が発効し、環境上適正な方法で管理することが規定されました。これを受けて環境省では、平成 26 年度より医療機関における水銀血圧計や水銀体温計等（以下、水銀血圧計等）の回収を支援する事業（以下、回収促進事業）を実施しており、本会では都道府県薬剤師会および地域薬剤師会のご協力の下、水銀血圧計等の回収に協力し、これまで多くの実績を挙げました。

本年度も環境省では回収促進事業を実施しており、医療機関や薬局等が水銀血圧計等の回収・処分を行う際の計画策定等に関する相談窓口を設置しております。

つきましては、貴会での更なる水銀血圧計等の回収に向けての取組み等についてご高配を賜りますとともに、本年度中に回収事業等をご検討又は実施中の場合には、同省から委託を受けた相談窓口をご活用いただきますようお願いいたします。

また併せまして、貴会会員へ水銀血圧計等に係る状況や回収促進事業についてご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年11月9日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、当条約では水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、その水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

医療機関等において使用されなくなって退蔵されている水銀血圧計や水銀体温計等（以下「水銀血圧計等」という。）については、第189回国会において採決された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する附帯決議」においても、「将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましい」ことが示されています。また、令和2年末には、水銀使用製品の製造及び輸出入が原則禁止され、これにより廃棄物から回収される水銀の需要が低下し、水銀血圧計等を始めとする水銀使用製品廃棄物の処理費用の高騰が予想されています。

それらを踏まえて環境省では、平成26年度より医療機関における水銀血圧計等の回収を支援するための事業（以下「回収促進事業」という。）を実施しており、このような状況下において、今年度も下記のとおり回収促進事業を実施し、医療機関や薬局等が水銀血圧計等の回収・処分を行う際の計画策定等に関する問合せ対応を行っています。

貴会におかれましては、水銀血圧計等に係る以上の状況及び当省が実施する回収促進事業につきまして、貴会会員に御周知いただくとともに、水銀血圧計等の回収の促進についてお呼びかけくださいますよう、併せてお願い申し上げます。また、周知の際には、概要をまとめた別添の資料も御活用ください。

お忙しい中の依頼で誠に恐れ入りますが、御理解・御協力のほどよろしく願いいたします。

記

水銀血圧計等の回収促進事業について

請負者：株式会社リーテム

（環境省の「令和3年度水銀血圧計等回収促進業務」の請負者）

電話：03-5256-7041

担当：サステナビリティ・ソリューション部 すがま菅間、ほんま本間、りゅう柳

対応期間：令和3年4月1日から令和4年3月25日まで

支援内容：水銀血圧計等の回収全般に関する技術的な助言等

*株式会社リーテムは水銀血圧計等の回収・処分を請け負うものではなく、処分に当たっての相談窓口であることを御留意ください。

以上

【担当】

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

寺西、筒井

TEL：03-5501-3157